

## 新潟県つながりの場づくり支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、子どもが孤独・孤立に陥らないようにするため、NPO等（以下、「補助事業者」という。）が市町村と連携・協力して行う子どもを行政等の必要な支援につなげる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付基準)

第2条 この補助金は、別表の基準により交付するものとする。

### (欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は対象外とする

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員が暴力団員（暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。
- (3) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

### (交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を事業の完了によって処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときはその収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 取得財産等を知事の承認を受けて処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときはその収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 取得財産等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運用(営)を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

#### (交付申請手続)

第5条 規則第3条第1項及び第2項の規定による申請書及び添付書類は、別記第1号様式のとおりとし、1部を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

2 交付決定額の変更を申請しようとする場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更交付申請書1部を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は交付申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### (変更の承認申請)

第6条 補助事業者は、交付決定後に申請の内容を変更（ただし、交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であると認める場合を除く。）する場合は、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書1部を、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

#### (事業の中止又は廃止の承認申請)

第7条 第4条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止(廃止)承認申請書1部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の20日前までに知事に提出しなければならない。

#### (事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8条 第4条第4号の規定により知事の指示を求める場合には、別記5号様式による遂行状況報告書1部を知事に提出しなければならない。

#### (申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

#### (状況報告)

第10条 補助事業者は知事から規則第10条の規定による報告を求められた場合は、速やかに別記第6号様式による状況報告書1部を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日（第8条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は当該年度の2月7日のいずれか早い日までに別記第7号様式の報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、補助事業者から前条の規定による補助金の実績報告があったときは、その内容に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。
- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときには、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の概算払い)

第13条 補助事業者が別記第8号様式による補助金概算払請求書を提出し、知事が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の一部又は全部について概算払いの額を決定し、当該補助事業者に支払うことができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、第12条の規定による補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、別記第9号様式により、速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除額の全額又一部の返還を求めるものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第7条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、規則第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別記第10号様式により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 補助事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）の保護の重要性を認識し、当該補助事業の実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(書類の経由)

第18条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、事業実施地を所管する市町村を経由して提出しなければならない。なお、事業実施地が複数市町村に及ぶ場合は、主たる事務所又は本店所在地を所管する市町村を経由するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

別表（第2条関係）

1 補助対象事業	<p>新潟県内の各地域において、子どもが孤独・孤立に陥らないようにするため、子どもを行政等の必要な支援につなげる事業のうち、次に掲げるいずれかのもの</p> <p>ア 子ども食堂やフードパントリーなど、衣食住などの生活支援を行う事業</p> <p>イ 学習教室など子どもに学習機会を提供する事業</p> <p>ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など子ども等を行政等の必要な支援につなげる事業</p> <p>エ その他上記に類する事業</p> <p>※いずれも、新規に、かつ、年間を通して継続的に実施するものとする。</p>
2 補助事業者	<p>県内に主たる事務所を有する団体で以下の要件を全て満たす者</p> <p>(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 法人格を有する団体であること。</p> <p>イ 法人格を有しない任意団体にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。</p> <p>① 県内において主たる事務所の定めがあること。</p> <p>② 代表者の定めがあること。</p> <p>③ 定款、組織規程、経理規程、会則等の組織運営に関する規程があること。</p> <p>④ 年度毎に事業計画書・報告書、収支予算書・決算書等（これらの定めがない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。</p> <p>(2) 営利を目的とせず、補助対象事業を実施することが事業計画等で定められている団体であること。</p> <p>(3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。</p> <p>(5) その他知事が補助金の交付の対象として不相当と判断する者でないこと。</p>
3 補助対象経費	<p>事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費、備品費、改修費（軽微なものに限る）</p> <p>※補助事業者の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。</p>
4 補助基準額	50万円
5 補助率	<p>10/10</p> <p>※前年度に当該補助金の交付を受けた事業については 1/2</p>

※ 補助金交付額については、「支出合計から参加者負担金、寄付金、その他の収入を控除した額」、「第3欄に定める対象経費の実支出額」、「第4欄に定める補助基準限度額」とを比較して最も少ない額に第5欄の補助率を乗じて得た額とする。

新潟県知事 様

住所  
団体名  
代表者名

新潟県つながりの場づくり支援事業補助金交付申請書

標記補助金に係る事業を下記のとおり行いたいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 事業名

\_\_\_\_\_

2 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- ・団体概要（別紙1）
- ・事業実施計画書（別紙2）
- ・補助金所要額内訳表（別紙3）
- ・組織に関する資料（定款、組織規程、経理規程、会則 等）
- ・補助対象経費の所要額が確認できる資料（見積書 等）
- ・県税の納税証明書
- ・消費税仕入控除税額等に係る確認書

4 補助金交付先 ※口座情報に誤りがある場合、振込できなくなるため、必ず通帳等を確認してください。

金融機関名		支店名	
口座種別	当座 ・ 普通	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

【担当者連絡先】

所属名		担当者名	
住所	〒		
電話番号		E-mailアドレス	

別紙 1

団体概要

団 体 名			
所 在 地	〒		
設 立 年 月 日	年 月 日		
職 員 数	常勤	人	非常勤 人
資本金・基本財産 ( 円 )			
設 立 目 的			
主 な 活 動 地 域			
活 動 分 野 ・ 活 動 内 容			
過 去 の 具 体 的 活 動 実 績	※過去に同様の補助事業の実績がある場合は、補助事業名、事業概要、補助額も記載すること。		

新潟県つながりの場づくり支援事業実施計画書

団 体 名							
事業の趣旨・目的							
実 施 期 間	交付決定日 ～ 年 月 日						
補 助 金 所 要 額	事業額内訳	報酬、給料、職員手当等		保険料		諸謝金	
		旅費		消耗品費		印刷製本費	
		会議費		雑役務費		借料	
		委託費		備品費			
		改修費 (軽微なものに限る)					
	総事業費(B)		寄付金その他の収入額(C)		差引額(D)		
	補助基準額(E)	500,000	対象経費の実支出額(F)				
補助率		交付申請額(G)					
地域の実情と課題							
事業内容	<p>【事業の概要】※事業の特徴や地域の課題解決にどのように結びつくか明確に記載すること。</p> <p>【スケジュール】</p> <p>【事業の継続性】※自主事業化に向けて、どのように事業展開していくか具体的に記載すること。</p> <p>【組織・人員体制】※どのような体制で事業を進めるかを記載すること。 (専門家・ボランティア等を活用する場合はそれらも含めて記載すること。)</p> <p>【市町村との連携・役割分担の考え方及び具体的方法】 ※他の事業者(共同体の構成法人に限らない)との連携のもと実施した場合に記載すること。</p> <p>【今後の予定】</p>						
事業の成果目標	※「事業の趣旨・目的」を達成するための具体的な数値目標を設定すること。						

(注)

- 1 「補助金所要額」には、つながりの場づくり支援事業実施計画の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2 「事業の趣旨・目的」には、本事業を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 3 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間、個別事業の所要見込額及びその積算内訳も適宜記入すること。
- 4 「事業の成果目標」には、事業によって達成すべき定量的な目標を記入すること。
- 5 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。

## 補助金所要額内訳表

1. 団体名 :

2. 補助対象事業名 :

3. 補助対象事業等に要した費用及びその内訳

経費区分	事業費	内訳
	計画額 (円)	
報酬、給料、 職員手当等		
保険料		
諸謝金		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
会議費		
雑役務費		
借料		
委託費		
備品費		
改修費		
合計	0	

新潟県知事 様

住所  
団体名  
代表者名

新潟県つながりの場づくり支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付けこ第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり変更交付を受けたいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 交付申請額

交付申請額	千円
既交付決定額	千円
変更増減額	千円

3 添付書類

- ・団体概要（別紙1）
- ・事業実施計画書（別紙2）
- ・補助金所要額内訳表（別紙3）

（注） 別紙1～3は別記第1号様式の別紙1～3に準じて作成し、変更箇所が分かるように記載すること。

新潟県知事 様

住所  
団体名  
代表者名

新潟県つながりの場づくり支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付けこ第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり変更したいので、新潟県つながりの場づくり支援事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

（必要に応じて、交付申請書に添付した別紙2、3を添付すること）

【担当者連絡先】

所属名		担当者名	
住所	〒		
電話番号		E-mailアドレス	

新潟県知事 様

住所  
団体名  
代表者名

新潟県つながりの場づくり支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けこ第 号で交付決定を受けた標記事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、新潟県つながりの場づくり支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、事業の中止（廃止）承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

【担当者連絡先】

所 属 名		担 当 者 名	
住 所	〒		
電 話 番 号		E-mail アドレス	

新潟県知事 様

住所  
団体名  
代表者名

新潟県つながりの場づくり支援事業遂行状況報告書

年 月 日付けこ第 号で交付決定を受けた標記事業の遂行状況について、新潟県つながりの場づくり支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事業に要した経費
- 3 予定期間内に完了しない（遂行が困難になった）理由

【担当者連絡先】

所属名		担当者名	
住所	〒		
電話番号		E-mailアドレス	

新潟県知事 様

住所  
団体名  
代表者名

新潟県つながりの場づくり支援事業状況報告書

年 月 日付けこ第 号で交付決定を受けた標記事業の 年 月 日現在の実施状況について、新潟県つながりの場づくり支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

（注）

- 1 「事業の遂行状況」については、本補助金の補助対象事業の実施状況のみの記入で差し支えない（既存事業や他の補助金等を活用した事業に関する状況の記入は要しない。）。
- 2 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

【担当者連絡先】

所属名		担当者名	
住所	〒		
電話番号		E-mailアドレス	



新潟県つながりの場づくり支援事業実施報告書

団 体 名							
事業の趣旨・目的							
実 施 期 間	年 月 日 ~			年 月 日			
実 績 額	事業額内訳	報酬、給料、職員手当等		保険料		諸謝金	
		旅費		消耗品費		印刷製本費	
		会議費		雑役務費		借料	
		委託費		備品費			
		改修費 (軽微なものに限る)					
	総事業費(B)		寄付金その他の収入額(C)		差引額(D)		
	補助基準額(E)	500,000	対象経費の実支出額(F)		既交付決定額(H)		
補助率		実績報告額(I)					
地域の実情と課題							
事業内容	<p><b>【事業の概要】</b> ※実施結果を踏まえ、記載してください。</p> <p><b>【スケジュール】</b> ※実施日（期間）、実施場所、実施内容、参加者数など実績がわかるように記載してください。</p> <p><b>【次年度以降の取組の方向性】</b> ※本年度の実施内容を踏まえて、次年度以降にどのように事業展開していくかを記載してください。</p> <p><b>【組織・人員体制】</b> ※どのような体制で事業を進めたかを記載してください。</p> <p><b>【市町村との連携・役割分担の考え方及び具体的方法】</b></p> <p><b>【今後の予定】</b></p>						
事業の成果目標の達成状況							

(注)

- 1 「実績額」には、つながりの場づくり支援事業実施計画の対象経費支出額を記入すること。また、金額の根拠となる資料（精算書等）を添付すること。
- 2 「事業の趣旨・目的」には、本事業を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 3 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間、個別事業の支出額も適宜記入すること。
- 4 「事業の成果目標の達成状況」には、事業の成果目標を踏まえた達成状況を記入すること。
- 5 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。

## 実績報告額内訳表

1. 団体名 \_\_\_\_\_

2. 補助対象事業名 \_\_\_\_\_

3. 補助対象事業等に要した費用及びその内訳

経費区分	事業費		内訳
	計画額 (円)	実績額 (円)	
報酬、給料、 職員手当等			
保険料			
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
会議費			
雑役務費			
借料			
委託費			
備品費			
改修費			
合計	0	0	

5. 理由付記欄 (流用や計画と比較して著しく増減した費目がある場合等の理由)

新潟県知事 様

住所  
団体名  
代表者名

新潟県つながりの場づくり支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付けこ第 号で交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり概算払によって交付されるよう、新潟県つながりの場づくり支援事業補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

記

1 概算払請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

内訳	補助金交付決定額	円
	今回概算払請求額	円
	残 額	円

(注) 請求額の算定根拠を示した明細書を添付すること。

【担当者連絡先】

所属名		担当者名	
住所	〒		
電話番号		E-mailアドレス	

新潟県知事 様

住所  
団体名  
代表者名

新潟県つながりの場づくり支援事業消費税額確定に伴う報告書

年 月 日付けこ第 号で額の確定通知を受けた標記事業に係る消費税法上の消費税額が確定したので、新潟県つながりの場づくり支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金額（県知事が確定通知書により通知した額） 円
- 3 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 円
- 4 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 円
- 5 補助金返還相当額（4－3） 円

（注）別紙「消費税仕入れ控除税額に係る積算内訳」を添付すること。

【担当者連絡先】

所属名		担当者名	
住所	〒		
電話番号		E-mailアドレス	

別紙

消費税仕入控除税額に係る積算内訳消費税積算表

単位：円

契約年月日	契約先	契約額 ( A )	消費税額 ( B )	仕入控除税額 ( C )	備考
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
合 計					

(注)

「表中 (A)」・・・契約書の契約金額を記入すること。

「表中 (B)」・・・契約書中の消費税額を記入すること。(消費税額が明記されていない場合は、契約金額に係る消費税相当額を記入すること。円未満切上げ。)

「表中 (C)」・・・消費税申告の際に仕入控除税額として計上する額を記入すること。一般的には契約金額に係る消費税相当額となるが、消費税額の値引き等により消費税の仕入控除税額と実際の支払い消費税額が異なる場合があるので留意すること。(円未満切上げ。)

新潟県知事 様

住所  
団体名  
代表者名

新潟県つながりの場づくり支援事業補助金取得財産の処分承認申請書

年 月 日付けこ第 号で補助金の交付決定通知を受けた標記事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、新潟県つながりの場づくり支援事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日
- 3 取得効用増加価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

【担当者連絡先】

所 属 名		担 当 者 名	
住 所	〒		
電 話 番 号		E-mail アドレス	